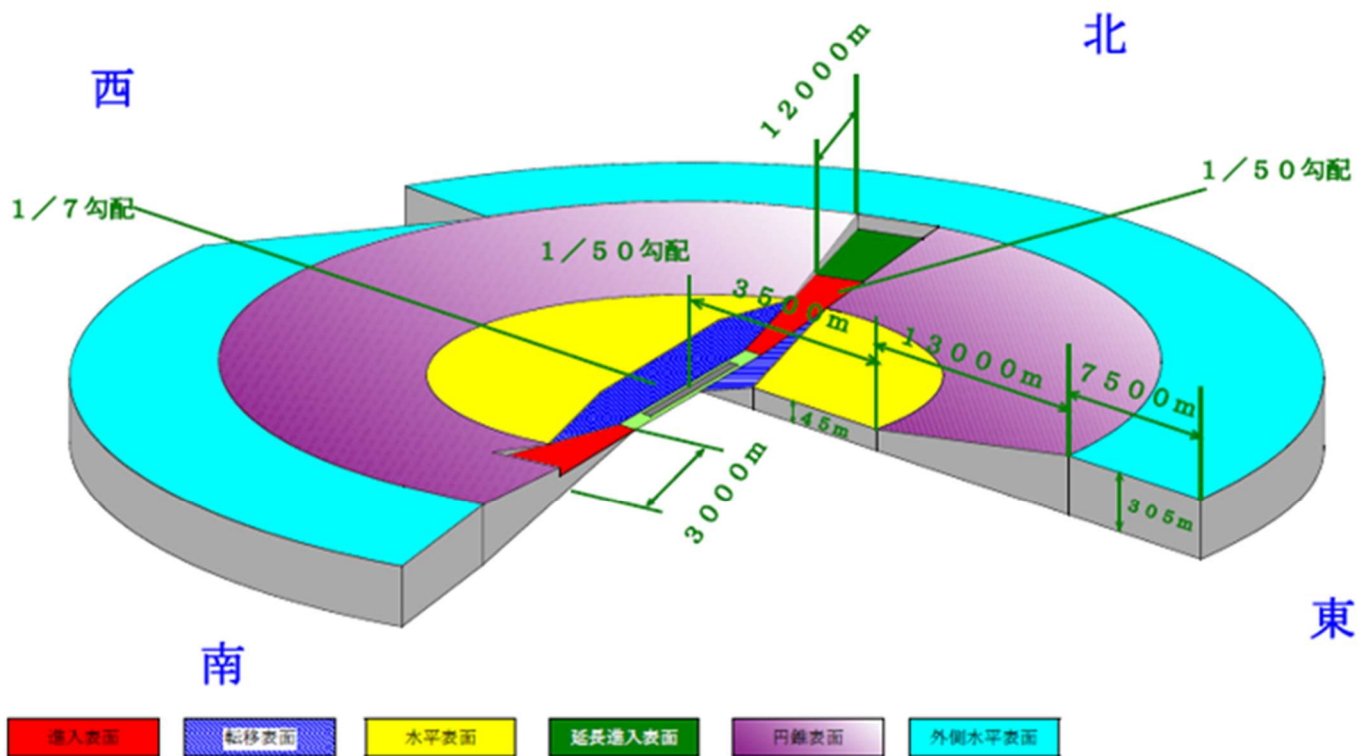


# 釧路空港周辺における建造物等の設置制限及び

## 無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行制限について

釧路空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域(下の図の区域)を障害物がない状態にしておく必要があります。高さ制限（進入表面・転移表面・水平表面・延長進入表面・円錐表面・外側水平表面）を設けています。

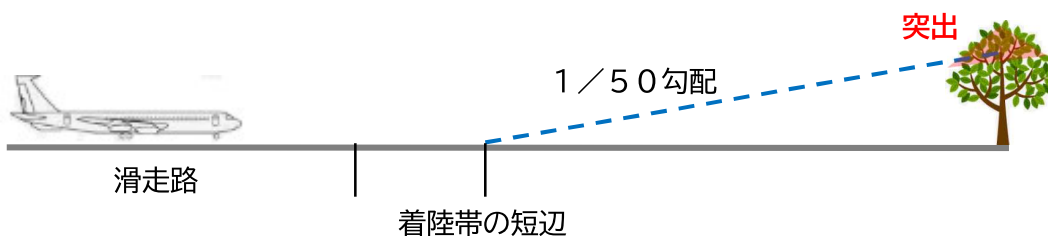
### <高さ制限>



### 制限の例【転移表面】



### 制限の例【進入表面】



#### 【進入表面】

空港に着陸するために進入し又は離陸直後に直線飛行する航空機の安全を確保するために設けられている制限表面です。

#### 【転移表面】

着陸をやり直すために滑走路の側面方向へ飛行する航空機の安全を確保するために設けられている制限表面です。

#### 【延長進入表面】

精密進入方式による航空機の最終直線進入の安全を確保するために、進入表面の延長上に設けられている制限表面です。

航空法で定められた特定の空港にのみ設定される表面です。

#### 【水平表面】

空港周辺での旋回飛行等、低空飛行の安全を確保するために必要な制限表面です。

#### 【円錐表面】

大型化や高速化により旋回半径等が増大した航空機の空港周辺での旋回飛行等の安全を確保するために必要な制限表面です。

#### 【外側水平表面】

航空機が最終直線進入を行うまでの経路の安全を確保するために必要な制限表面です。

### ■ 建造物等の設置制限 ■

対象区域内で物件等の設置工事や工事用等クレーンの使用を行う場合は、事前に北海道エアポート釧路空港事業所までお問い合わせいただければ、高さ制限表面を突出するか否かの確認をさせていただきます。なお、物件等には、TV アンテナ・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーン等も該当します。

航空の安全確保を図っていくため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。詳しくは、下記のお問合せ先まで、お問い合わせください。

#### ○お問合せ先

北海道エアポート株式会社 釧路空港事業所 管理部 総務課

TEL：0154-57-8304

e-mail：hap-rjck\_info@hokkaido-airports.co.jp



## ✪無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行制限✪

航空機の安全を確保するため、航空法において空港等周辺における無人航空機の飛行は原則禁止されています。無人航空機の重量にかかわらず、空港等の周辺の上空の空域において飛行の高さが制限表面を超える場合は、釧路空港事業所と事前調整を実施したうえで、飛行に関して国土交通大臣への許可申請が必要となります。事前調整は「無人航空機の飛行に関する調整依頼書」に必要事項を記載したものを、以下のメールアドレス迄お送りください。

飛行の高さが制限表面を超えるか不明な場合は弊課までお問い合わせください。お問い合わせには以下の情報が必要となりますので事前にご確認をお願いします。

### 1) 飛行場所の緯度経度

当該場所の緯度経度（WGS84/60 進数）

- ・一つのポイントで飛行される場合は当該場所の緯度経度をご記載ください。
- ・一定の範囲で飛行される場合は各角の緯度経度をご記載ください。

### 2) 高度

現在予定している飛行高度をご記載ください。（地上から何 m or 海拔から何 m）

また、当該場所における制限表面までの高度をお知りになりたい場合はその旨ご記入願います。

### ○「無人航空機の飛行に関する調整依頼書」送付、お問い合わせ先

北海道エアポート株式会社 釧路空港事業所 空港運用部 運航情報課

TEL：0154-57-8880

e-mail：hap-rjck\_info@hokkaido-airports.co.jp

### ○許可申請先

〒144-0041

東京都大田区羽田空港3-3-1

東京航空局 東京空港事務所 航空管制運航情報官

TEL：050-3198-2865

e-mail：cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp

